

自動車税環境性能割 **県税**

軽自動車税環境性能割 **市町村税**

納める人

自動車(特殊自動車、二輪車を除く。)を取得された方です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

納める時期・方法

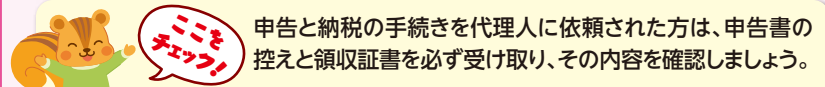
自動車の登録(届出)をするときに、申告書の提出と併せて納めます。
軽自動車税環境性能割は当分の間、市町村に代わって県が賦課徴収します。

納める額の計算方法

主な自家用乗用車(登録車・軽自動車)の税額は、通常の取得価額に次の税率をかけた額です。

区分		税率			
		登録車	軽自動車		
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の天然ガス自動車		非課税	非課税		
クリーンディーゼル車・ハイブリッド車・LPガス車・ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または平成17年排出ガス基準75%低減達成車※1			令和12年度燃費基準85%達成車	1%※2
	上記以外または令和2年度燃費基準未達成車			令和12年度燃費基準60%達成車	2%※2
		3%	2%		

- ※1 クリーンディーゼル車は平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準適合車
- ※2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得したクリーンディーゼル車については、非課税となります。
- ◎取得価額には、付加物であるオプション(カーナビ・オーディオなど)の価額も含まれます。
- ◎取得価額が50万円以下の場合には課税されません。
- ◎令和2年度燃費基準は平成32年度燃費基準と同じです。



軽自動車税種別割 **市町村税**

納める人

4月1日現在で軽自動車などをお持ちの方です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

納める時期・方法

各市町村の条例で定める期限までに、市(区)町村から送付される納税通知書により納めます。

納める額

主な軽自動車などの年税額は次のとおりです(P3もご参照ください。)

区分	最初の新規検査時期	年税額	総排気量	年税額
四輪以上の軽自動車	乗用(自家用)	平成27年3月31日まで	50cc以下	2,000円
		平成27年4月1日以後	50cc超 90cc以下	2,000円
	貨物用(自家用)	平成27年3月31日まで	90cc超 125cc以下	2,400円
		平成27年4月1日以後	125cc超 250cc以下	3,600円
			250cc超	6,000円

ドライバーの便利ダイヤル

自動車税の制度や手続きに関するお問い合わせ

- 自動車税種別割および自動車税(軽自動車税)環境性能割についてのお問い合わせ

自動車税コールセンター
045-973-7110

※電話番号をご確認のうえ、お間違いのないようにお願いします。

神奈川県自動車税管理事務所	045-716-2111
神奈川県自動車税管理事務所 横浜駐在事務所	045-932-3641
神奈川県自動車税管理事務所 川崎駐在事務所	044-276-0331
神奈川県自動車税管理事務所 相模駐在事務所	046-285-0198
神奈川県自動車税管理事務所 湘南駐在事務所	0463-54-2011

- 自動車の登録・名義変更・廃車・自動車重量税等についてのお問い合わせ

横浜ナンバー 神奈川運輸支局	050-5540-2035 自動車登録手続きヘルプデスク
川崎ナンバー 神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所	050-5540-2036 自動車登録手続きヘルプデスク
相模ナンバー 神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所	050-5540-2037 自動車登録手続きヘルプデスク
湘南ナンバー 神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所	050-5540-2038 自動車登録手続きヘルプデスク

※自動車登録手続きヘルプデスクは、平日8:30~17:15まで対応します。(自動音声によるご案内は24時間対応します。)
※軽自動車については、軽自動車検査協会にお問い合わせください。

- 神奈川県県税ホームページ「県税便利帳」

県税便利帳 検索 またはこちらから➡

※リーフレットについてのご意見を募集しています。

- 国土交通省ホームページ(自動車)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>

自動車の登録等の手続きには、**電子申請(ワンストップサービス)**をご利用ください。
自動車の検査・登録、保管場所証明、自動車諸税の支払い等の手続きをインターネットを利用して一括申請できるサービスです。
<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html>

軽自動車税種別割についてのお問い合わせ

▶主たる定置場所在の市(区)町村へ

自動車リサイクル法についてのお問い合わせ

▶神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 **045-210-4147**
自動車リサイクル法(神奈川県)ホームページ
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f537665/index.html>
自動車所有者は、法律に基づきリサイクル料金を負担します。自動車の購入時にリサイクル料金を支払って発行されるリサイクル券は、自動車検査証(車検証)とともに大切に保管してください。

発行元／神奈川県総務局財政部税制企画課
TEL.045-210-2308 FAX.045-210-8806

令和4年度版

マイカーと税金

令和4年度の
自動車税種別割の納期限は

5月31日(火)です
忘れずに納めましょう!

正しく知って、
正しく納めよう!



このリーフレットは、自動車にかかる税金と、自動車を購入したり、他人に譲渡したときの登録手続きなどについて、簡単に説明したものです。
なお、このリーフレットの内容は、令和4年4月1日現在の法令に基づいて記載しています。

自動車税種別割および自動車税(軽自動車税)環境性能割についてのお問い合わせはこちらへ

自動車税コールセンター **045-973-7110**
※電話番号をご確認のうえ、お間違いのないようにお願いします。
月曜～金曜 8:30～17:15 (5月中は18:00まで)
(祝日、12月29日～1月3日を除く)



自動車税種別割 **県税**

納める人

自動車(軽自動車などを除く。)をお持ちの方です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

納める時期・方法

4月1日現在で自動車をお持ちの方は、5月に送付される納税通知書により**5月31日まで**にP4記載の方法により納めます。

納める額

主な自家用自動車の年税額は次のとおりです(P3もご参照ください。)

乗用車			トラック(最大乗車定員4人未満)		
区分	年税額		最大積載量	年税額	
		令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの	令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの	1t以下	8,000円
電気自動車・燃料電池自動車	29,500円	25,000円	1t超 2t以下	11,500円	
総排気量	1ℓ以下	29,500円	2t超 3t以下	16,000円	
	1ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円	3t超 4t以下	20,500円	
	1.5ℓ超 2ℓ以下	39,500円	4t超 5t以下	25,500円	
	2ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円	トラック(最大乗車定員4人以上)		
	2.5ℓ超 3ℓ以下	51,000円	最大積載量	総排気量	年税額
	3ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円	1t以下	1ℓ以下	13,200円
	3.5ℓ超 4ℓ以下	66,500円		1ℓ超 1.5ℓ以下	14,300円
	4ℓ超 4.5ℓ以下	76,500円	1t超 2t以下	1.5ℓ超	16,000円
4.5ℓ超 6ℓ以下	88,000円	1ℓ以下		16,700円	
6ℓ超	111,000円	1ℓ超 1.5ℓ以下	17,800円		
		1.5ℓ超	19,500円		

自動車の売買などにより所有権を移転し、所有者変更の登録をしたときでも、**4月1日現在の所有者がその年度1年分の自動車税種別割を納める義務があります**(県内外の移転を問いません。)。翌年度分から新しい所有者に課税されます。

こんなときは、税額が月割になります

- 新車または中古車を**新規登録したとき**は、下の計算式の額を登録のときに**納めます**。
年税額 × $\frac{\text{新規登録した月の翌月から3月までの月数}}{12}$
- 4月1日以降に**廃車したとき**は、既に納めた税額から、下の計算式の額を**お返しします**。
年税額 - 年税額 × $\frac{\text{4月から廃車した月までの月数}}{12}$

自動車重量税 **国税**

自動車を新規に購入・登録するとき、車検を受けるときなどに納めます。
主な自家用乗用自動車の税率は次のとおりです(P3もご参照ください。)

- 車検期間が**3年**……………車両重量0.5tごとに **12,300円**
- 車検期間が**2年**……………車両重量0.5tごとに **8,200円**
- 車検期間が**1年**……………車両重量0.5tごとに **4,100円**

グリーン化税制

自動車税種別割 → P1

環境性能の優れた自動車（軽課）

環境性能の優れた自動車については、**初回新規登録の翌年度に限り税率が低くなります。**

自家用乗用車の軽減率は次のとおりです。

区分	初回新規登録期間	軽減率
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の天然ガス自動車	令和3年4月1日～令和5年3月31日	おおむね 75%低 くなります。

一定年数を経過した自動車（重課）

初回新規登録から一定の年数を経過した自動車については、**経過した翌年度から次のとおり税率が高くなります。**

初回新規登録から11年を経過したディーゼル車 (令和4年度の対象車は、平成23年3月31日以前に登録したものを)	おおむね 15%* 高くなります。
初回新規登録から13年を経過したガソリン車(ハイブリッド自動車を除く)・LPG車 (令和4年度の対象車は、平成21年3月31日以前に登録したものを)	

※バス・トラックなどは、おおむね10%

軽自動車税種別割 → P2

環境性能の優れた軽自動車（軽課）

環境性能の優れた軽自動車については、**初回車両番号指定の翌年度に限り税率が低くなります。**

自家用乗用車の軽減率は次のとおりです。

区分	初回車両番号指定期間	軽減率
電気自動車・燃料電池自動車・一定の天然ガス自動車	令和3年4月1日～令和5年3月31日	おおむね 75%低 くなります。

一定年数を経過した軽自動車（重課）

初回車両番号指定から13年を経過した軽自動車(一定の軽自動車を除く)については、**経過した翌年度から税率がおおむね20%高くなります。**

エコカー減税

自動車重量税 → P1

一定の要件を満たす自動車について、令和5年4月30日までに初回新規登録を受ける場合は、免税または税率が低くなります。また、初回新規登録の際に免税された自動車のうち、さらに一定の要件を満たすものは、2回目の車検を受ける場合も免税されます。

なお、初回新規登録から一定の年数を経過した自動車については、税率が高くなります。

3

障害者の方のための減免制度

障害者の方が使用する自動車については、一定の要件を満たす場合に限り、次のとおり、自動車税種別割および自動車税(軽自動車税)環境性能割の減免が受けられます。

区分	自動車税種別割の減免	自動車税(軽自動車税)環境性能割の減免
減免の対象となる自動車	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の等級に該当する方やその方と生計を一にする方が所有する自動車で、障害者のためにもっぱら使用するもの(障害者1人につき1台に限ります。)	
減免額	年税額で45,400円を限度として減免します。	課税標準額(自動車の取得価額)で300万円(税率が3%の場合は、税額で9万円)を限度として減免します。
申請の期限	納期限(新規登録された自動車については、その登録の日から1月を経過する日)	取得した自動車の登録の日から1月を経過する日
申請先	自動車税管理事務所・同駐在事務所、各県税事務所	

※自動車税種別割については、期限後でも申請を行うことができますが、その場合の減免額は月割により計算した額となります。

※このほかに、在宅福祉サービスのために使用する自動車や障害者福祉施設入所者の一時帰宅のために使用する自動車および福祉的構造を有する自動車などについては、一定の要件を満たす場合、その一部または全部が減免される制度があります。

自動車税種別割の納付について

次の方法で納付できます。詳しくは納税通知書をご覧ください。

電子納税

キャッシュレスでご自宅のパソコンなどから納付手続きができます。

※領収証書・納税証明書は送付しません。 ※関連情報 P6 Q&Aの3

クレジットカード

(インターネットを利用した納付方法です。決済手数料がかかります。)



インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM

(ページを利用した納付方法です。納付方法は金融機関にご確認ください。)

LINE Pay(ラインペイ)、PayPay(ペイペイ)、au PAY(エーユーペイ)

(スマートフォンアプリを利用した納付方法です。30万円以下の納付に限ります。)

窓口

金融機関の窓口

県税事務所

コンビニエンスストア

自動車税管理事務所・同駐在事務所

必ず納期限までに納めましょう。

延滞金について

納期限までに税金を納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算した延滞金がかかります。

ただし、災害により被害を受けた場合など、その実情により徴収の猶予などが認められることがあります。

4

登録手続きは忘れずに！

自動車を売ったときなどには、管轄の運輸支局で必ず手続きをしましょう。手続きをしないと、自動車税種別割がいつまでも登録名義人に課税されるなど、トラブルの原因となります。

手続きに必要な書類等

一般的な場合のもので、詳しくは、運輸支局へお問い合わせください。

必要な書類等	自動車の使用をやめたとき	住所などが変わったとき	自動車を売ったり買ったりしたとき
申請書	●	●	●
印鑑証明書および実印	●		● ※1
住民票(マイナンバーの記載がないもの)		●	
譲渡証明書			●
自動車保管場所証明書		●	●
自動車検査証(車検証)	●	●	●
自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)	●	●	●
ナンバープレート	●	※2	※2
委任状(代理人が申請する場合)※3	●	● ※4	●

※1 新旧両所有者のもの(印鑑証明書は発行後3か月以内のもの)

※2 他の管轄の運輸支局から転入した場合などには、ナンバープレートが変更となるため、自動車の持込みが必要です。

※3 実印を押印したもの(住所変更登録の場合は記名も可)

※4 所有者と使用者が異なる場合には、手続き前に所有者のローン会社等へ連絡をしてください。

登録手続きをする場合は、次の点に十分ご注意ください。

- 申告書の氏名などのフリガナ、住所欄の団地やアパートの名称、棟室番号、電話番号を必ず記入してください。
- 登録手続きを代理人に依頼した場合は、手続きが完了したかどうかを確認してください。

自動車税種別割納税証明書について

車検を受ける際の自動車税種別割の納税証明書の提示を省略できます。

国土交通省(運輸支局など)と都道府県のシステムを連携させることにより、自動車税種別割の納税確認は電子化されています。

注意事項

自動車税種別割の納付後すぐに車検を受ける場合は、県が発行する納税証明書の提示が必要です(電子納税手続きを利用して納付した場合は、納税証明書は送付しませんのでご注意ください。)

※関連情報 P6 Q&Aの3

5

自動車税種別割についての

Q & A

Q1 現在所有していない自動車の納税通知書が届いたのですが…

A1 自動車税種別割は、4月1日現在の所有者※1に対して課税されるため、その方に対して納税通知書をお送りしています。自動車を譲渡したり、下取りに出した場合、譲渡先または下取り先と相談するなどして、確実に納めてください。なお、自動車を譲渡したり、下取りに出したりした場合には、**運輸支局で移転または抹消の登録手続きが必要です。**手続きを行っていない方は、早急に手続きをしてください。登録手続きを代理人に依頼した場合は、手続きが完了したかどうかを確認してください。

※1 割賦販売契約により購入した場合は使用者です。

Q2 自動車税種別割の納税通知書が届かないのですが…

A2 自動車税種別割の納税通知書は原則として、運輸支局に登録した住所※2に送付しています。引っ越しなどにより住所が変わった場合は、**新しい住所を管轄する運輸支局で変更(住所変更)の登録手続きをしてください。**すぐに手続きができない場合は、自動車税管理事務所に自動車税種別割納税通知書の送付先変更届出をしてください。ホームページからも手続きをすることができますので、ご利用ください。

※2 自動車検査証(車検証)に記載されている住所です。

県税便利帳 送付先変更 検索

Q3 自動車税種別割の納付後、すぐに車検を受けたいのですが…

A3 自動車税種別割の納付後、県のシステムで納税したことを確認できるようになるまでには、納付の方法により最大で約10日かかります。そのため、**納付後すぐに車検を受ける場合には、県が発行する納税証明書の提示が必要になります。**納税通知書(納税証明書付きの納付書)で、金融機関の窓口やコンビニエンスストアなどで納めていただくと、納税通知書の右片が「納税証明書」として使用できます。

6